

こまつ新婚すまい応援金

受付

2026年4月1日(水)～2027年3月31日(水)

※ 婚姻日より3カ月以内に資格認定申請のお手続きが必要です。

3カ月を超える場合または超えている場合は、ようこそこまつデスクまでご相談ください。

対象

①～⑥のすべてを満たす夫婦が対象となります

① 2026年1月1日以降に婚姻した夫婦

② 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下

③ 夫婦の合計所得500万円未満

※貸与型奨学金を返済している場合は、年間の返済額を所得額から控除できます。

④ 夫婦ともに税金を完納していること

⑤ 小松市に3年以上住むこと

⑥ 夫婦ともに市が指定した講座等を受講していること ※認定申請時までに受講

補助額

婚姻日における年齢が夫婦共に**29歳以下** **最大60万円** (1世帯当たり)

上記以外 **最大30万円** (1世帯当たり)

対象経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った次の費用が対象です。

●新規の住宅取得費用

●住宅ローン

●住宅のリフォーム費用

●引越し費用

●アパート等の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

※ 婚姻前の支払いは、原則、対象外となります。

詳しくは、ようこそこまつデスクにご相談ください。

手続き

1. 認定申請 ※ 婚姻日より3カ月以内に申請ください

2. 資格認定決定

3. 交付申請兼実績報告

4. 交付決定

5. 補助金の支給

その他

・ 令和7年度に補助を受けた夫婦で、交付された補助金額が上限に達していない場合は、令和7年度の交付限度額と実交付額の差額分を限度として、令和8年度に再申請できます。

・ 婚姻に伴う対象経費の支払いが令和8年度になく、令和9年度に発生する見込みのある夫婦については、令和8年度中に資格認定の決定を受けることで、令和9年度に補助金の交付申請できる場合があります。詳しくはご相談ください。

※国の事業見直しにより、令和9年度の国の予算が確保出来ない場合は補助の実施が出来なくなることがあります。

【お問合せ】

ようこそこまつデスク(小松市役所2階 建築住宅課内)

〒923-8650 小松市小馬出町91番地 TEL 0761-24-8104

E-mail housing@city.komatsu.lg.jp

中面「よくある質問」

裏面「チェックリスト」も

あわせてご確認ください



Q&A ～よくある質問～

Q.1 婚姻届の提出前に住んでいる賃貸住宅は対象になりますか？

A 婚姻を機に賃借をしている場合で、同居開始日が婚姻日から1年以内であれば対象となります。

Q.2 再婚でも申込みできますか？

A 補助対象の要件を満たしていれば申請できます。ただし、過去に夫婦のどちらかが、補助を受けた場合は、対象となりません。

Q.3 外国人でも補助は受けられますか？

A 小松市の住民基本台帳に登録されている方は対象となります。

Q.4 一戸建ての賃貸住宅に入居しても補助は受けられますか？

A 貸主と賃貸借契約を締結し家賃を支払っていれば補助対象となります。

Q.5 会社からの住宅手当は公的制度による家賃補助になりますか？

A なりません。勤務先以外の公共機関から受ける補助で、「生活保護」による住宅扶助などが公的制度による家賃補助になります。

Q.6 家賃などについて、対象となる費目はどのようなものですか？

A

- ・新築や物件購入費
建物の工事費や購入費のみが対象となります。
- ・住宅のリフォーム費
申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所がリフォームを行う住宅で、機能維持又は向上を図るための修繕、増築、改築、設備更新等の工事費です。
- ・住宅賃貸費用
賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料が対象となります。駐車場代、清掃代、保険料などは対象外です。
- ・引越し費用
引越業者や運送業者を利用して行ったものが対象となります。自分で借りたレンタカーや友人に頼んだ場合にかかった費用は対象外です。

Q.7 会社や親族など申請者以外が契約している物件に入居し、会社や親族などに家賃相当分を支払っている場合は対象となりますか？

A 契約者と申請者が違う場合は対象となりません。ただし、その物件への引越し費用は対象となります。

Q.8 小松市に3年以上住むことが条件ですか？

A 若者世帯の新婚生活の応援と、定住促進を目的としているため、3年以上定住する意志のある方を対象としています。

Q.9 所得はどのようなもので確認できますか？

A 直近の所得証明書で確認することができます。

Q.10 小松市定住促進制度と併用できますか？

A 小松市定住促進制度と併用はできません。

Q.11 申込みの用紙(交付申請書)はどこで入手できますか？

A 小松市役所建築住宅課でお渡ししています。市のホームページからもダウンロードできます。

Q.12 申込みは、郵送で受付してもらえますか？

A 郵送での受付はできません。申請書と添付書類を確認いたしますので、必ずどちらかお一人にご来庁していただくことになります。

Q.13 申込みの手続きが完了したら連絡がありますか？

A 審査の結果、補助金交付が決定した方に「交付決定兼確定通知書」を送付します。

Q.14 補助金はどの口座に振り込まれますか？

A 請求書に記載された申請者名義の口座に振り込みます。

Q.15 補助金はいつ振り込まれますか？

A 申請書と添付書類が不足なく揃い、受理されてから1ヶ月～1ヶ月半後となります。

Q.16 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつからいつまでですか？

A 所得証明書の期間と同一期間になります。(令和8年度の所得証明書の場合、2025年1月1日から12月31日までが対象となるため、その期間に支払った返済額となります。)

【添付書類について】

Q.17 戸籍謄本は夫婦2人分が必要ですか？

A 婚姻日と配偶者氏名を確認いたしますので、夫婦どちらかの戸籍謄本を添付ください。

Q.18 住民票は原本が必要ですか？

A 「続柄」記載のある住民票の原本が必要です。

Q.19 所得証明書の代わりに源泉徴収票の添付でもよいですか？

A 源泉徴収票ではなく、所得証明書のご用意をお願いします。

Q.20 完納証明書は夫婦2人分が必要ですか？また、どこで請求できますか？

A 夫婦2人分の証明書が必要です。
税務課で請求できます。

Q.21 通帳がない場合はどうすればよいですか？

A 振込先が確認できるものをご用意ください。

《 小松市役所にて請求できる書類及び請求先 》

● 住民票・戸籍謄本【請求先：市民課】

※ 戸籍謄本について


本籍が小松市外の方の請求も可能です。(一部請求できないものもあります)

● 所得課税証明書(直近分)・完納証明書【請求先：税務課】

※ 所得課税証明書について

原則として、取得されたい年度の1月1日現在に住民票のある市町村で交付できます。

例えば、令和8年度の証明書は、令和8年1月1日に住民票のある自治体に請求することになります。



チェックリスト

次について、条件を満たさないものがひとつでもある場合は、対象となりません。

●夫婦の合算所得は500万円未満ですか。

はい いいえ → 申請対象外となります。

※ 所得は、直近の所得証明書で確認できます。

●夫婦とも39歳以下ですか。

はい いいえ → 申請対象外となります。

※ 夫婦ともに、婚姻日における年齢になります。

●住居は小松市内ですか。

はい いいえ → 申請対象外となります。

●夫婦ともに税金を完納していますか。

はい いいえ → 申請対象外となります。

※ 小松市の完納証明書が必要です。

詳しくは
小松市HPを
ご覧ください→

